
プロジェクト **IFRS S1 号に相当する基準の開発**

項目 **12 か月よりも長いか短い報告期間**

本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S1 基準における **12 か月よりも長いか短い報告期間**に関する定めについて検討することを目的としている。

事務局による提案の要約

3. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである。

日本版 S1 基準において、次の事項を定める（後述の第 6 項参照）。

(1) 報告期間の末日を変更して、12 か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、次のすべての事項を開示しなければならない。

- ① サステナビリティ関連財務開示の対象期間
- ② 12 か月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
- ③ サステナビリティ関連財務開示で開示された数値が完全には比較可能ではない旨

ISSB 基準の理解

4. IFRS S1 号では、12 か月よりも長いか短い報告期間について定められている（和訳は事務局による仮訳）。

66	When an entity changes the end of its reporting period and provides sustainability-related financial disclosures for a period longer or shorter than 12 months, it shall disclose: (a) the period covered by the sustainability-related financial disclosures; (b) the reason for using a longer or shorter period; and
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- (c) the fact that the amounts disclosed in the sustainability-related financial disclosures are not entirely comparable.

企業が報告期間の末日を変更して、12 か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、次のすべてを開示しなければならない。

- (a) サステナビリティ関連財務開示の対象期間
- (b) 12 か月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
- (c) サステナビリティ関連財務開示で開示された数値が完全には比較可能ではない旨

事務局による分析

5. 本資料の第 4 項に掲げた事項については、合併などを理由に、企業が報告期間の末日を変更した結果、報告期間が 12 か月よりも長い場合か短くなった場合の開示について定めたものであり、日本版 S1 基準を開発するにあたり、特段の論点は認識していないものである。このため、これについては、日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

(事務局による提案)

6. 日本版 S1 基準において、次の事項を定めることとしてはどうか。
- (1) 報告期間の末日を変更して、12 か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、次のすべての事項を開示しなければならない。
 - ① サステナビリティ関連財務開示の対象期間
 - ② 12 か月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
 - ③ サステナビリティ関連財務開示で開示された数値が完全には比較可能ではない旨

文案

7. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S1 基準の文案イメージは、以下のとおりである。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 日本版 S1 基準において次の事項を定めるという事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
 - (1) 報告期間の末日を変更して、12 か月よりも長い期間又は短い期間についてサステナビリティ関連財務開示を提供する場合、次のすべての事項を開示しなければならない。
 - ア サステナビリティ関連財務開示の対象期間
 - イ 12 か月よりも長い期間又は短い期間を使用している理由
 - ウ サステナビリティ関連財務開示で開示された数値が完全には比較可能ではない旨
- ② 日本版 S1 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上